

環境影響評価技術審査会議事録

日時 平成20年 7月4日(金)
午前10時から正午まで
場所 県行政庁舎11階第二会議室

- 1 開 会 司会(大内副参事) (略)
- 2 あいさつ (安齋環境生活部次長) (略)

3 審議事項

会長及び副会長の選出について

【大内副参事】

それでは、さっそくこれから議事に入りたいと思います。

次第の3、議事の「会長及び副会長の選出について」でございますが、宮城県環境影響評価条例第50条第1項の規定により、「会長及び副会長は委員の互選による」となっておりますので、事務局の高橋課長を仮議長として互選を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

それではそのように進めて参りたいと思います。

【高橋課長】

それでは大変僭越ではございますが、事務局を代表いたしまして、仮議長を務めさせていただきます。

只今、事務局から説明のありましたように、会長及び副会長の選出は委員の方々の互選によるものとなっておりますが、会長につきましてはどなたかご推薦ありますでしょうか。

【由井委員】

名簿を見ますと私、唯一県外の委員なのですけれど、気軽な立場から推薦させていただきたいと思います。

本技術審査会で長年に渡りまして大気環境についてご専門の立場から専門的な検討を続けてこられました、東北学院大の菊地立先生に会長をぜひお願いしたいと考えております。

【高橋課長】

由井先生大変ありがとうございました。

ただいま由井先生から菊地立委員を会長にという声がありましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、意義ないようでございますので、会長には菊地立委員をとということをお願いいたします。

それでは、会長が決まりましたので、仮議長の役割を終わらせていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。

【大内副参事】

それでは、菊地先生、会長席の方にご移動願います。

条例の規定に基づきまして、会長が議長にあたることとなっております。

以下の議事進行につきまして会長さん、よろしくお願い致します。

【菊地会長】

それでは規定によりまして議長を務めさせていただきますが、最初に副会長の選出から始めたいと思います。これも互選という形でございますので、ご推薦お願いしたいと思えます。

【平吹委員】

僭越ですが、私の方からご推薦させていただきたいと思えます。本県の環境及び環境行政に大変ご造詣の深い、東北工業大学工学部の松山正将先生をご推薦させていただきたいと思えます。いかがでございましょうか。

【菊地会長】

はい、松山先生というお声があがりましたけれども、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、松山先生よろしくお願いいたします。

【大内副参事】

それでは、松山先生、副会長席の方にご移動願います。

【松山副会長】

それでは、このまま行かせていただきます。

【大内副参事】

正副会長さんお決め頂いたところで、改めて、菊地会長からご挨拶をお願いしたいと存じます。

【菊地会長】

会長という大役を仰せつかりました菊地と申します。

私は現在の大学に来る前、千葉県の方で公害研究ということで大気汚染の原因調査等を仕事としていた関係上、この委員会では大気関係が担当ということでした。今回、何人かの先生がおやめになり、新しい先生もお入り頂いて顔ぶれが変わりました。

会長の長谷川先生、副会長の田村先生共におやめになってしまったのですが、新しい会長ということで私の方に指名が回ってきて、というようなことをご確認しております。私自身は当委員会、長いというだけのことでありまして、こういう大役を担うのは力不足というのは明らかなのですけれども、皆様のご協力を頂いて、3年間の任期を努めさせて頂きたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

では、続いて松山先生申し上げます。

【松山副会長】

担当は、景観と人とのふれあいです。宮城県の環境保全に直接・間接的に少しでもお手伝いできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

4 報告事項

(1) 宮城県環境影響評価制度の概要について

事務局説明 (大倉班長) (略)

質疑応答

【菊地会長】

この技術審査会の役割の説明も含まれておりましたが、現在の環境アセスメントの概略等、何か今のお話に対して質問とか意見等ありましたらお願いします。

【由井委員】

最初の事務局のご説明で、国が本年度アセス制度の見直しを開始したとおっしゃいましたね。それはやはり戦略アセスか計画アセスを2, 3年で施行すると、いろいろな所から聞こえてくるのですけれども、そのことでしょうか。それがいつまでに見直しがなされて、それに県は半ば強制的に対応しなければいけないということになりますでしょうか。要するに、動物生態系、植物のマニュアル改訂のスケジュールが載っていましたが、計画アセスの制度が根本的に変わった場合、何回もマニュアル等を変えているのは非常に時間ももったいないのですよね。それで、その見直しをお聞きしたいのですけれども。

【事務局 安齋環境生活部次長】

まず、環境省が今、表に出している建前を私の方から説明させていただいて、由井先生がお話のように実情というのを、知っている範囲で担当班長の方から説明させていただきます。

まず、建前としまして環境影響評価制度総合研究会開催要項というのが今年の6月に出版されておりまして、その検討内容というのが2つ出されておりまして、1つは環境影響評価法の実施状況等の調査。これまで、この法律に基づいてアセスをどのように実施されてきたか、その調査、分析、整理をするというのが一つです。その元で今度は環境影響評価法をめぐる諸課題ごとの調査ということで、実施状況等の調査結果を基に、現在どのような課題があるのか、その課題ごとに総合的に分析整理をする。これを来年6月頃までかけて、この2つのことをやりまして、報告書にまとめると、そこまでははっきりと文書として公表されておりまして、あと担当者ベース等でどのような話が伝わっているかを担当班長の方から説明します。

【事務局】

今、おっしゃったとおりですが、環境省として具体的な戦略環境アセスメントに対して、昨年4月にガイドラインという形で取りまとめておりまして、本年4月には国土交通省が公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインを示しております。

このような形で、一部、国においては具体的になっております。環境省のスタンスと致しまして、各自治体にはガイドラインを踏まえたSEAの実施に向けた取り組みを進めて欲しいというような説明でございまして、ただ一方では、環境影響評価法、法律の改正を進めていくということで、法律の中でどのような形で含まれるということも一つは判断材

料になるかと思いますが、国がそういった形で検討を進めているというところがございます。

【菊地会長】

この改正というのは具体的なスケジュールは。

【事務局】

先日、担当課長会議に出席させていただきましたが、その中で特に具体的には示されておりませんでした。

【由井委員】

国交省とか経産省と環境省とまた対立してなかなか決まらないと思うのですよね。だけど諸外国は結構進んでいるわけですから、日本も、今度のサミットを受けてどうなるかわかりませんが、2, 3年のうちにはやると言っていますし、県によって埼玉県とか、神奈川県、東京都なんかはもう計画アセスを行っているのですよね。だから、東北で一番途上国ではない県が率先してやるべきだと思うのですが、率先してやるというお考えはないのですか。

【事務局 安齋環境生活部次長】

その辺まではお答えできるほど我々の考えもまとまっているわけではないのですが、今はあの事業アセスということで、事業が確定した段階でそれを審議いただくという制度となっているのですけれども、計画アセスの場合にどのような段階、どの程度まで決まった段階でご審議いただくのか、ごくおおざっぱであればその審議材料がないのではないかという話になってしまいますし、ある程度固まってしまうと、審議の結果を反映できないのではないかという今の制度に対する批判も考えると、非常に難しいのではないかと、私の個人的な考えもあるのですが、そのようなことを考えているところです。

【由井委員】

マニュアル改訂は古くなったらもちろん改定すべきですけれども、二重手間にならないような大局的判断をぜひやってほしいと思います。

【菊池会長】

確かに個別的なマニュアルの改訂は逐次休みなくやっていかななくてはならないと思うのですが、それと関わるような形で大きな方針というか、そちらのほうの検討も、始まるということですよね。国が方針を決めてから県が動くというスタイルでいくのか、それとも県は県の考えとしてそういうものを考えていくのか、その辺のところも難しいこともあるかと思うのですけれども、ぜひ対処して行きたいと思います。

【菊地会長】

他に何かありますか。質問とかでも結構です。

【松山副会長】

資料4のですね、今までの足跡ですけれども、というのは初めての事例だと思うのですが、どういう風にまとめて後処理するかということだと思いますけれども、その辺の動きがあるのでしょうか。

【事務局】

虹の森の住宅団地造成事業につきましては、事業者が特殊法人日本勤労者住宅協会とい
ずみ産業株式会社という仙台市の民間企業ですが、この主たる事業者であります日本勤労
者住宅協会が破産宣言いたしまして、それにより事実上事業が廃止という形で進んでござ
います。それで各種許認可にかかるのでございますが、環境影響評価条例に基づきまして
は事業廃止届及び事後調査報告書の提出を許認可に係る措置に合わせてするように現在指
導してきているところでございます。

【菊地会長】

では、廃止手続きに入っているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

許認可のほうでは難しい問題もあると聞いておりますけれども、アセス上はこのよう
な手続きで進んでいくということでございます。

【松山副会長】

ここにあるようにかなり広い面積で、ピオトープを見に行っておりますが、あれをど
のように元の形に戻すかっていうのは気配りが必要な空間かなと思っていましたので、質
問させていただきました。

【事務局】

それに対して補足させていただきます。今、お話ありましたようにごく一部ですが、造
成入って部分が残された状態になっています。それはしばらく放って置かれたも
のですから、また植生が復元しつつあるようなのですが、さらに現地調査をしまして復元
が必要な部分についての工事が確かもう始まりつつあるところです。実際その経過につ
きましては県が事業者から定期預金を預かっていまして、その範囲内で十分復元工事が
できるという状況で金銭面で特にお金がなくて復元工事ができないというような心配は
ない。これは県の大規模開発要綱で現在進めているところです。

【菊地会長】

無ければ次に進みます。

(2) 仙台松島道路4車線化事業に係る環境影響評価書について

事務局説明 (高橋主任主査)

質疑応答

【菊地会長】

これは評価書として公告済みなのですね。我々の審議結果がこういう形で反映された
ということです。今の説明に対して何かありますでしょうか。今後は事後調査というこ
とですか。

【事務局】

まず実際の工事計画、詳細設計というものでございますが、環境保全措置をにらみ
ながら詳細設計をやっていると事業者の方からは聞いております。工事着手するにあ
たって事後調査計画書というものを事業者の方で出していただくという話をいただ
いております。

で、来年度になる前に事後調査計画書というものを報告できればと思っています。

【菊地会長】

着工は来年ということですので、その前に詳細設計が終わった段階ですか。

【事務局】

事業者からしているのですが、詳細設計もいろんな詳細設計があるということで工事着手する前に事後調査計画書としてまとまると思いますが、直前までには報告できると考えております。

【菊地会長】

そうすると次回ないしはその次あたりの会議にその報告が出るということですか。

【事務局】

そうですね。できればと思います。

【菊地会長】

はい、では、よろしいでしょうか。

(3) 新仙台火力発電所リブレース計画の再手続きについて

事業者説明 (東北電力株)

質疑応答

【菊地会長】

この事業につきましては方法書のところまで来ていたわけでございますけれども、再度スタートの地点からやり直しということでございます。具体的な中身はまだこれからということで今日はそういう事情説明という形でしたが、これについて何かご意見はございますか。

【松山副会長】

LNG基地の建設のイメージは全国のレベルでどのへんをイメージすればいいのですか。LNGのタンクは地下タンクをイメージしているのですか。

【事業者】

まだ地下タンクと地上タンクで検討中でございます。まだ具体的にどちらのタンクでいくか社内で検討中しているところでございます。

【松山副会長】

キャンパスというか構内が、現地調査させていただいて非常に風光明媚なところですので、栈橋とかいろんなものが取り囲むとあまりいいイメージではないという先入観がありましたので、どのくらいのボリュームでどの辺のLNG基地をイメージしたら良いのかなというのが、ちょっと心配だったものですから。

【事業者】

社内検討中でございますので、後ほどお示ししたいと思います。地下、地上どちらがいかというのも含め、あるいは環境負荷という点で地下に掘るという施設については土量が出てきます。それを運び出すという環境負荷もありますのでそれを総合的に判断したいと思っております。

【菊地会長】

これはまだ、スタートからもう一度ということですので、まだ議論という段階ではまだないということです。

他に質問等がありますか。ございませんか。それではありがとうございます。

(4) その他

質疑応答

【菊地会長】

3つの案件が終わりましたが、その他ということで事務局の方で何かありますか。

【事務局】

先ほど資料4の環境影響評価の実施状況についての中で、松山委員から虹の森の住宅団地造成の関係で質問がございました。安西次長と事務局のほうから説明がありましたが、若干それにつきまして補足説明をさせていただきます。

ご周知のとおり本体である日本勤労者住宅協会は諸般の事情がありまして破産ということになっていますが、幸いにしてその連帯保証人である大日本土木が今回廃止後のいわゆる大規模開発指導要綱に基づく防災工事の関係で引き受けていただきました。すでに、植生回復並びに防災対策工事につきましては指導要綱並びに森林法に基づきます林地開発制度に基づきましてすでに始まっております。あらかた、終わっていますが、植生の回復の関係で秋のほうに植える計画がございまして、おそらく今年の秋には一通りの工事が終わることと思います。幸いにして約60haぐらいの開発規模だったのですが、かなりわずかなところにしか変更してないということで、その間、大分月が経っておりまして自然の治癒、かなり萌芽更新等で植生が回復しておりますので、その力をうまく利用した形で保全対策工事をしておりますので、我々も工事を完了するまでには、鋭意監視をしておきますのでその後の経過につきましてはいずれまたご報告の機会があると思いますので、よろしく願いいたします。

【菊地会長】

ありがとうございます。その他には。

【事務局】

次回の技術審査会になりますが、先ほどご説明いただきました、東北電力さんの進捗状況にもよりますが、早ければ今年中に開催させていただく予定であります。日程につきましては、近くなりましたら改めて調整させていただきます。また、先ほど概要説明の中でも触れましたが、動植物、生態系に係るマニュアルの検討部会ですが、今のところ第1回目は10月頃に開催したいと思っております。関係する先生方には改めてご連絡させていただきますのでその節はよろしく願いします。以上です。

【菊地会長】

委員の方からは何かありますでしょうか。それでは審議関係は全て終わらせていただきます。